

世田谷区自転車条例（商業施設等自転車等駐車場附置義務制度関連 抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自転車に係る道路交通環境の整備、自転車の安全利用の促進、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もって道路等の公共の用に供される場所の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

（施設の設置者の責務）

第8条 公共施設、商業施設、娯楽施設等の自転車等の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者の利便に供するため自転車等の駐車場を設置するよう努めるとともに、区長が実施する施策に協力しなければならない。

第4章 商業施設等の自転車等駐車場附置義務

（新築施設における自転車等駐車場の設置等）

第28条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除く。以下「指定区域」という。）において、別表第3施設の用途の欄に掲げる用途に供する施設（同欄に掲げる用途のうち2以上の用途に供する施設（以下「混合用途施設」という。）を含む。）で一の建物（一の建物として規則で定めるものを含む。）を新築しようとする者は、同表自転車等駐車場の規模欄に掲げる基準により算定した規模（混合用途施設にあっては、当該用途ごとに同欄に掲げる基準により算定した規模）が10台以上である場合は、その規模以上の自転車等を収容可能な自転車等駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は規則で定める場所に設置しなければならない。

2 別表第3に規定する施設の面積（以下「施設面積」という。）の算定方法は、規則で定める。

（施設の増築に係る自転車等駐車場の規模）

第29条 指定区域において、別表第3施設の用途の欄に掲げる用途に供する施設となる増築をしようとする者は、当該増築後の施設をすべて新築したものとみなして、前条の規定により算定した自転車等駐車場の規模から、現に設置されている自転車等駐車場の規模を控除して得た規模以上の自転車等駐車場を設置しなければならない。

（施設の用途を変更する場合の自転車等駐車場の規模）

第30条 指定区域において、施設の用途を変更しようとする者は、当該用途の変更後の施設をすべて新築したものとみなして、第28条の規定により算定した自転車等駐車場の規模から、現に設置されている自転車等駐車場の規模を控除して得た規模以上の自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

(指定区域の内外にわたる施設に係る自転車等駐車場の設置等)

第31条 第28条から前条までの規定に該当する施設が指定区域の内外にわたる場合は、当該施設のうち指定区域外に存する部分は存しないものとみなして、第28条から前条までの規定を適用する。

(自転車等駐車場の構造及び設備)

第32条 第28条から第30条までの規定に基づき設置される自転車等駐車場の構造及び設備は、施設利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

2 前項の自転車等駐車場の構造及び設備は、規則で定める技術基準によるものとする。

(自転車等駐車場の設置等の届出)

第33条 第28条又は第29条の規定に基づき自転車等駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところによりその内容を区長に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定による届出をした者は、自転車等駐車場の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。

(適用除外)

第34条 自転車等の大量の駐車需要を生じさせない施設として規則で定めるものに該当する場合については、第28条から第30条までの規定は、適用しない。

(自転車等駐車場の管理)

第35条 第28条又は第29条の規定に基づき設置された自転車等駐車場の所有者及び管理者は、当該自転車等駐車場をその設置の目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査等)

第36条 区長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは第28条若しくは第29条の規定に基づき設置された自転車等駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員を施設若しくは自転車等駐車場に立ち入らせ、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令)

第36条の2 区長は、第28条、第29条、第31条、第32条又は第35条の規定に違反した者に対し、相当の期限を定めて、自転車等駐車場の設置その他の当該違反を是正させるため原状回復等必要な措置を命ずることができる。

- 2 区長は、前項の規定により措置を命ずるときは、第28条、第29条、第31条、第32条又は第35条の規定に違反した者に対し、その措置及び理由を記載した措置命令書を交付しなければならない。

(公表)

第36条の3 区長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わない場合において、必要があると認めたときは、その旨及び命令の内容を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定による公表を行う場合には、前条の規定による命令を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第2及び別表第2の2の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区自転車条例（以下「改正後の条例」という。）第28条から第30条まで及び別表第3の規定は、施行日以後新たに改正後の条例第28条第1項に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）において同表施設の用途の欄に掲げる用途に供する施設（以下「施設」という。）に係る新築、増築又は用途の変更の工事（以下「工事」という。）に着手した者について適用し、施行日前に工事に着手した者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第28条から第30条まで及び別表第3の規定は、新たに指定区域が定められた場合において、新たに指定区域となった日から起算して6月以内に次に掲げる工事に着手した者については、当該工事に限り、適用しない。
- （1）当該指定区域となった区域内における施設の工事
- （2）当該敷地が当該指定区域となった区域と既に指定区域となっている区域以外の区域にわたる施設の工事

別表第3（第28条―第30条関係）

施設の用途	自転車等駐車場の規模
スーパーマーケット等、ぱちんこ屋等の遊技場又は学習施設	施設面積20平方メートルごとに1台（施設面積が5,000平方メートルを超える部分については、40平方メートルごとに1台）
スポーツ施設	施設面積25平方メートルごとに1台（施設面積が5,000平方メートルを超える部分については、50平方メートルごとに1台）
飲食店	施設面積30平方メートルごとに1台（施設面

	積が5,000平方メートルを超える部分については、60平方メートルごとに1台)
ドラッグストア、日用品店、衣料品店又は金融機関	施設面積40平方メートルごとに1台（施設面積が5,000平方メートルを超える部分については、80平方メートルごとに1台）
各種専門店又は映画館・劇場等	施設面積100平方メートルごとに1台（施設面積が5,000平方メートルを超える部分については、200平方メートルごとに1台）
備考 1 スーパーマーケット等とは、主として食品及び日用品をセルフサービス方式により小売する施設をいう。 2 遊技場とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行うための施設をいう。 3 学習施設とは、教室、講堂、実習室等を常設し、学習、教養、趣味等の教授のために一般の利用者を対象としてこれらを営業する施設をいう。 4 スポーツ施設とは、スポーツ、体育又は健康の増進のために一般の利用者を対象として営業する施設をいう。 5 飲食店とは、客を来集させ、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定する飲食店営業を行う施設のうち、その建物内で飲食させる行為がその業務の主たる部分を占めるものをいう。 6 ドラッグストアとは、主として医療品、化粧品等を取り扱い、家庭用品、加工食品等の最寄り品をセルフサービス方式により小売する施設をいう。 7 日用品店とは、主として日用品を小売する施設をいう。 8 衣料品店とは、主として衣料品を小売する施設をいう。 9 金融機関とは、銀行法（昭和56年法律第59号）に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）に規定する長期信用銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫、労働金庫法（昭和28年法律第227号）に規定する労働金庫、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する信用協同組合及び農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合をいう。 10 各種専門店とは、特定の物品を中心に小売する施設をいう。 11 映画館・劇場等とは、興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する施設をいう。 12 混合用途施設で施設面積の合計が5,000平方メートルを超えるものについては、「5,000平方メートル」とあるのは、「5,000平方メートルに当該施設面積が各用途の施設面積の合計に占める割合を乗じて得た面積」と読み替えるものとする。 13 自転車等駐車場の規模に1台未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。	

世田谷区自転車条例施行規則（商業施設等自転車等駐車場附置義務制度関連 抜粋）

（一の建物）

第22条の4 条例第28条第1項の一の建物として規則で定めるものは、次のとおりとする。

- （1） 屋根、柱又は壁を共通にする建物
- （2） 通路によって接続され、機能が一体となっている2以上の建物
- （3） 同一敷地内にある用途上不可分な2以上の建物
- （4） 一の建物（前3号に掲げるものを含む。）とその附属建物を合わせたもの

（新築施設における自転車等駐車場の設置場所）

第23条 条例第28条第1項の規則で定める場所は、当該施設の入口に到達するために歩行する距離がおおむね100メートル以内で、自転車等の利用者が利用しやすい場所とする。

（施設面積の算定）

第23条の2 条例第28条第2項に規定する施設面積（以下「施設面積」という。）は、条例別表第3に掲げる施設の用途ごとの床面積の合計とする。ただし、階段、エスカレーター、エレベーター、壁等により明確に区分された通路、トイレ、給湯室、利用者の用に供しない休憩室及び食堂、塔屋、屋上、倉庫、機械室、ボーリング場のレーン等の利用者の立入りを予定していない部分については、当該床面積に含めないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の理由があると区長が認めたときは、施設面積は、次の各号に掲げる施設の用途の区分に応じ、当該各号に定める式により算定したものとすることができる。

- （1） スーパーマーケット等 用途の総面積に0.7を乗じて得たもの
- （2） 金融機関 用途の総面積に0.4を乗じて得たもの
- （3） 前2号以外の用途に供する施設 用途の総面積に0.8を乗じて得たもの

（自転車等駐車場の構造及び設備）

第23条の3 条例第32条第2項に規定する自転車等駐車場の構造及び設備の技術基準は、次のとおりとする。

- （1） 自転車等駐車場の通路の幅は、1.5メートル以上とすること。
- （2） 平置式の自転車等駐車場においては、1台ごとの枠の表示又は駐車位置を明確に示すものの設置をすること。ただし、ラック等自転車等を効率的に収容することができる装置（以下「特殊な装置」という。）を用いる自転車等駐車場で区長が適当と認めたものについては、この限りではない。
- （3） 前号の自転車等駐車場の1台当たりの駐車部分は、幅0.5メートル、奥行2メートルを標準とし、1平方メートル以上の面積を確保すること。ただし、特殊な装置を用いる自転車等駐車場で区長が適当と認めたものについては、この限りではない。

- (4) 自転車等駐車を1階以外の階に設置する場合の傾斜路、斜路付階段又は昇降機は、自転車等が安全かつ円滑に移動できるよう配慮された構造とすること。
- (5) 幼児同乗用自転車の利用が見込まれる場合は、幼児同乗用自転車が駐車しやすい構造とし、利用者の利便に配慮すること。
- (6) 自転車等駐車場内に産業標準化法（昭和24年法律第185号）に規定する日本産業規格Z8210の自転車の図記号又はこれに準じたものを記載した標識を設置すること。
- (7) 自転車等駐車場の位置及び当該自転車等駐車場への経路を示す表示板を施設の出入口その他利用者の見やすい場所に設置すること。

（自転車等駐車場の設置の届出等）

第24条 条例第33条第1項に規定する届出は、商業施設等自転車等駐車場設置（変更）届出書（第10号様式）により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 施設の位置図
- (2) 配置図
- (3) 施設の各階平面図
- (4) 自転車等駐車場平面図
- (5) 自転車等駐車場構造図（特殊な装置を用いる場合に限る。）

3 条例第33条第2項に規定する届出は、商業施設等自転車等駐車場設置工事完了届出書（第10号の2様式）に自転車等駐車場のしゅん工写真を添付することにより行わなければならない。

（適用除外施設）

第24条の2 条例第34条の規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 自動車又は自動二輪車の販売を主たる目的とする小売施設
- (2) ガソリンスタンドその他これに類する施設
- (3) 駅構内の改札口内側に設置された商業施設
- (4) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第13号又は高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第11条第2号に規定する施設
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号に規定する営業を行うための施設

（措置命令書）

第25条 条例第36条の2第2項に規定する措置命令書は、措置命令書（第11号様式）によるものとする。

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 この規則による改正後の世田谷区自転車条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、施行日以後に世田谷区自転車条例の一部を改正する条例（令和7年3月世田谷区条例第 号。以下「改正条例」という。）附則第2項に規定する工事に着手した者について適用し、施行日前に当該工事に着手した者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則の規定は、改正条例附則第3項に規定する工事に着手した者については、当該工事に限り、適用しない。
- 4 この規則の施行の際、この規則による改正前の第10号様式及び第10号の2様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

第10号様式（第24条関係）

商業施設等自転車等駐車場設置（変更）届出書

年 月 日

世田谷区長 あて

住 所
会 社 名
代表者名
電話番号

下記のとおり設置
変更したので届け出ます。

記

1 施 設

設 置 場 所	世田谷区	丁目	番	号
用 途 地 域				
設 置 区 分	1 新築 2 増築			
用 途 施 設 面 積 附置義務台数	1 スーパーマーケット等、 ぱちんこ屋等の遊技場又は 学習施設		m ²	台
	2 スポーツ施設		m ²	台
	3 飲食店		m ²	台
	4 ドラッグストア、日用品 店、衣料品店又は金融機関		m ²	台
	5 各種専門店又は映画館・ 劇場等		m ²	台
	合計		m ²	台

2 自転車等駐車場

設 置 場 所	世田谷区	丁目	番	号
駐 車 場 面 積		m ²	収 容 台 数	台
構 造	1 平置式	2 特殊な装置（ 台） ※ラック式又は機械式		

3 営 業

営業開始予定日	年 月 日
---------	-------

第10号の2様式（第24条関係）

商業施設等自転車等駐車場設置工事完了届出書

年 月 日

世田谷区長 あて

住 所
会 社 名
代表者名
電話番号

下記のとおり自転車等駐車場の工事を完了したので届け出ます。

記

1 自転車等駐車場

設 置 場 所	世田谷区	丁目	番	号
設 置 区 分	1 新築	2 増築		
駐 車 場 面 積				m ²
収 容 台 数				台
構 造	1 平置式	2 特殊な装置（ 台）	※ラック式又は機械式	

2 施設

確 認 申 請 受 付	年	月	日
確 認	年	月	日 第 号
検 査	年	月	日

3 完了年月日

自転車等駐車場設置完了日	年	月	日
--------------	---	---	---

4 検査

検 査 年 月 日	年	月	日
検 査 員 氏 名			印
立 会 人 氏 名			印

関連法令等

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

(用語の意義)

第2条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- (4) まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- (5) スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則

(国家公安委員会規則で定める遊技設備)

第3条 法第2条第1項第5号の国家公安委員会規則で定める遊技設備は、次に掲げるとおりとする。

- (1) スロットマシンその他遊技の結果がメダルその他これに類する物の数量により表示される構造を有する遊技設備
- (2) テレビゲーム機（勝敗を争うことを目的とする遊技をさせる機能を有するもの又は遊技の結果が数字、文字その他の記号によりブラウン管、液晶等の表示装置上に表示される機能を有するものに限るものとし、射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。）
- (3) フリッパーゲーム機
- (4) 前三号に掲げるもののほか、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技の用に供する遊技設備（人の身体の色を表示する遊技の用に供するものその他射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。）
- (5) ルーレット台、トランプ及びトランプ台その他ルーレット遊技又はトランプ遊技に類する遊技の用に供する遊技設備

興行場法

第1条 この法律で「興行場」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。